

## 第 50 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 22 年 6 月 11 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 51 年足立区条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「家庭保育等に恵まれない児童」を「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づき、保護者の保護育成に欠ける児童」に、「指導をし」を「指導を通じて」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（名称及び位置）

第 2 条 学童保育室の名称及び位置は、別表のとおりとする。

第 3 条中「小学校低学年児童」を「小学校 1 年生から小学校 3 年生までの児童」に改める。

第 4 条中第 2 項を第 4 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

2 学童保育室の保育時間は、授業終了時から午後 5 時まで、学校の休業日においては、午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認める児童については、午後 6 時まで、学校の休業日においては、午前 8 時 30 分からとすることができる。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（特別延長保育）

第 4 条の 2 区長は、前条第 1 項の規定により承認を受け、かつ、特に必要があると認める児童について、規則で定める学童保育室において、午前 8 時から午前 8 時 30 分まで及び午後 6 時から午後 7 時までの間

において、特別延長保育を行うことができる。

- 2 前項に規定する特別延長保育を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、区長の承認を受けなければならない。
- 3 区長は、特別延長保育の必要がないと認めるときは、前項の承認を取り消すことができる。

第5条第2号中「前条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第6条の見出しを「(保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金)」に改め、同条中「保護者負担金は、学童1人につき月額6,000円」を「保護者負担金及び特別延長保育保護者負担金は、児童1人につき次の各号に定める額」に改め、同条ただし書中「保護者負担金」の次に「及び特別延長保育保護者負担金」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) 第4条第1項の承認に係る保護者負担金 月額6,000円

(2) 第4条の2第2項の承認に係る特別延長保育保護者負担金  
月額3,000円

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(提案理由)

学童保育室の保育時間を延長する必要があるので、この条例案を提出いたします。